

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は休日の  
翌日発行)

## 目 次

◇ 告 示 鳥取県卸売市場整備計画

## 告 示

### 鳥取県告示第三百八十号

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第六條第一項の規定に基づき、鳥取県卸売市場整備計画を定めたので、同條第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県卸売市場整備計画の策定について

わが国の経済は、高度成長から安定成長へと歩んでおり、生鮮食料品等の需要の伸びもこれまで比へ鈍化することが見込まれているが、卸売市場は消費の高度化、多様化、生産の規格化、大量化、流通の広域化の進展、小売業の経営方式の変化等により市場の配置、整備、取引の近代化等が要請されている。

しかし、卸売市場は都市化の進展、輸送事情の変化、労働力のひつ迫等により、必ずしも十分に対応できない現状にある。生鮮食料品等の流通に係る諸条件が変化するなかにあつて、今後とも卸売市場が効率的な流通を行うとともにその機能を發揮するためには、卸売市場を長期的な展望のもとに整備していくことが重要である。

このため、卸売市場法第6條の規定に基づき、本県卸売市場の整備を進めることとし、青果物、花き及び水産物について昭和53年度を基準年度とし、昭和55年度を目標年度とする鳥取県卸売市場整備計画を策定する。

### 鳥取県卸売市場整備計画目次

第1 目標年度.....	2
第2 卸売市場の適正な配置方針.....	2
1 人口の動向とその見通し.....	2
2 流通事情の把握.....	3
(1) 青果物.....	3
ア 需要の現状とその見通し.....	3
イ 供給の現状とその見通し.....	3
ウ 卸売市場流通等の現状とその見通し.....	4
(2) 花き.....	5
ア 需要の現状とその見通し.....	5

<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 供給の現状とその見通し……………5</li> <li>ウ 卸売市場流通等の現状とその見通し……………5</li> <li>(3) 水産物……………5</li> <li>ア 需要の現状とその見通し……………5</li> <li>イ 供給の現状とその見通し……………6</li> <li>ウ 卸売市場流通等の現状とその見通し……………6</li> <li>3 品目別流通圏の設定……………6</li> <li>(1) 流通圏概況……………6 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 東部流通圏……………6</li> <li>イ 中部流通圏……………7</li> <li>ウ 西部流通圏……………7</li> <li>エ 水産物産地市場と流通圏……………7</li> </ul> </li> <li>(2) 品目別流通圏の設定……………8</li> <li>4 卸売市場の配置計画……………12 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本構想……………12</li> <li>(2) 卸売市場配置計画……………13</li> </ul> </li> <li>第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標……………15 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 立地に関する事項……………15</li> <li>2 施設の種類に関する事項……………15</li> <li>3 施設の規模に関する事項……………16</li> <li>4 施設の配置に関する事項……………16</li> <li>5 施設の構造に関する事項……………16</li> </ul> </li> <li>第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項…16</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 取引の合理化に関する事項……………16</li> <li>2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項……………17</li> <li>第5 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項……………17 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 卸売業者の経営の近代化の目標……………17</li> <li>2 その他重要事項……………17</li> </ul> </li> <li>(別記)</li> <li>卸売市場施設規模算定基準……………18</li> <li>流通圏区分図……………20 <ul style="list-style-type: none"> <li>青果物……………20</li> <li>花き……………21</li> <li>水産物……………22</li> </ul> </li> <li>需要量及び市場取扱量の現状とその見通し……………23</li> <li>第1 目標年度 昭和65年度</li> <li>第2 卸売市場の適正な配置方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 人口の動向とその見通し <p>本県の人口は、昭和30年の614千人を頂点として、その後は、経済の高度成長期における人口の大都市集中の影響を受けて減少を続け、昭和45年には569千人まで落ち込んだが、その後は、本県経済の発展による県内での就業の機会の拡大、県民の生活環境の重視により、本県の生活環境が見直されたこと等に伴い県外への人口流失に歯止めが掛り、人口は増加に転じ、昭和48年には572千人、昭和53年には594千人となった。</p> <p>今後ともこの傾向は続くものと思われ、第四次鳥取県総合開発計画</p> </li> </ul> </li> </ul>
--	---

によると、昭和65年の人口は約646千人程度と推定されている。

なお、人口の地域別分布については、市部集中の傾向が依然として続いており、市部の人口は昭和53年の339千人(県総人口の57パーセント)から昭和65年には388千人(県総人口の60パーセント)に増加するものと予想されている。

## 2 流通事情の把握

### (1) 青果物

#### ア 需要の現状とその見通し

##### (ア) 野菜

所得水準の向上に伴い、食生活は、高度化及び多様化し、需要も季節の別なく多品目化してきており、この傾向は今後とも強まるものと見込まれる。

品目別にみると葉茎菜類、果菜類はやや増加、洋菜類は大幅に増加しており、今後ともこの傾向は変わらないものと思われる。昭和53年における1人当たり年間需要量は、121.8キログラムで、これによる総需要量は72,292トンである。

昭和65年においては、1人当たり年間需要量は、121.6キログラムと見込まれ、これによる総需要量は、78,554トン(昭和53年対比109パーセント)になるものと予想される。

##### (イ) 果実

果実の需要は、みかん、バナナ、すいか、りんご、なし等が中心であるが、近年は伸び悩んでおり、この傾向は、今後とも大きく変らないものと見込まれる。

昭和53年における1人当たり年間需要量は、87.9キログラム

と見込まれ、これによる総需要量は、52,172トンである。

昭和65年においては、1人当たり年間需要量は、92.5キログラムと見込まれ、これによる総需要量は、59,756トン(昭和53年対比115パーセント)になるものと予想される。

#### イ 供給の現状とその見通し

##### (ア) 野菜

本県には、らっきょう、ながいも、だいこん(夏だいこん、秋だいこん、冬だいこん)、ねぎ(秋ねぎ、冬ねぎ)にんじん、(秋にんじん、冬にんじん)、キャベツ(秋キャベツ、冬キャベツ)、さといも等の特産的野菜が砂畑、黒ぼく畑等で栽培されているほか、鳥取、倉吉、米子及び境港の各市近郊で主として葉菜類及び半促成栽培による果菜類が栽培されている。

特産的野菜は、主として県外市場に出荷されているのに対し、その他の野菜は、そのほとんどが県内市場に出荷されている。作付面積は、需要の動向を反映して変動しているが、最近はや菜類の伸びが顕著で、ばれいしょ、さといも等の土物類に減少がみられる。

今後の生産見通しは、水田利用再編対策での稲作転換の定着、生産団地化計画の推進等によりだいこん、ブロッコリー、スライトコーン、ねぎ等を中心に増加することが予想される。

昭和53年における作付面積は、約5,686ヘクタール、生産量は124,235トンであり、このうち37,473トン(30パーセント)が県内市場に、残り86,762トンが県外市場、市場外流通、自家消費等に仕向けられたものと思われる。

昭和65年の生産量は、171,774トン(昭和53年対比138.パーセント)が見込まれ43,618トン(25.パーセント)が県内市場に、残り128,156トンが県外市場、市場外流通、自家消費等に仕向けられるものと予想される。

(4) 果実

本県で生産される果実は、なし、かき及びぶどうのほか、果実的野菜のすいか、いちご及びメロンが主なもので、これら6品目で全体の92パーセントを占めており、なかでも、なしの占める割合が50パーセントとなっている。今後は、中部及び西部地域のすいか、東部及び中部地域並びに大山山麓<sup>ろく</sup>地域のなし等に伸びが期待される。

昭和53年における作付面積は、7,470ヘクタール、生産量は、179,733トンであり、このうち12,585トン(7.パーセント)が県内市場に、残り167,148トンが県外市場、市場外流通、自家消費等に仕向けられたものと思われる。

昭和65年の生産量は、245,435トン(昭和53年対比137.パーセント)が見込まれ14,359トン(6.パーセント)が県内市場に、残り231,076トンが県外市場、市場外流通、自家消費等に仕向けられるものと予想される。

ウ 卸売市場流通等の現状とその見通し

(ア) 卸売市場

本県では、鳥取市、倉吉市、米子市及び境港市の6市場(7卸売業者)がその中心的な役割を果している。このうち、鳥取市が開設している1市場が公設市場で、その他は、民営の卸売

市場である。これらの市場の入荷量は、野菜及び果実とも作柄に左右されやすいが、昭和53年における主要野菜及び主要果実の市場入荷量は、昭和49年に比べ野菜では116.パーセント、果実は99.パーセントとなっている。今後の見通しは、人口の増加、市場整備による集荷量の増加、自給青果物の減少等により市場取扱量の増加が見込まれる。

(イ) 野菜の市場流通

昭和53年における主な品目別の取扱量は、キャベツ、はくさい、たまねぎ、だいこん、きゅうり、トマト、ばれいしょ、レタス、にんじん、なすの順となっており、この10品目で全体の68.パーセントを占めているが、今後においてもこのような傾向で推移するものと予想される。

昭和53年における市場流通量は、52,779トンで、需要量の73パーセントとなっている。

昭和65年においては、61,434トン(昭和53年対比116.パーセント)で、需要量の78.パーセントが見込まれる。また、県外及び県内産別の入荷割合は、昭和49年において県外産は29.パーセントで、昭和53年においても29.パーセントで30.パーセント近くを県外産に依存し、この傾向は今後とも続くものと思われる。

(ウ) 果実の市場流通

昭和53年における主な品目別の取扱量はかんきつ類、バナナ、すいか、りんご、なしの順となっており、5品目で全体の80.パーセントを占めているが、今後においてもこのような傾向で推移するものと予想される。

昭和53年の市場流通量は、46,611トソで、需要量の89パーセントとなつている。

昭和65年における市場流通量は、53,183トソ(昭和53年対比114パーセント)で需要量の89パーセントが見込まれる。また、県外及び県内産別の入荷割合は、昭和49年において県外産は81パーセント、昭和53年には79パーセントであり、依然として県外産に依存しており、この傾向は、今後とも変わらないものと予想される。

(2) 花き

需要の現状とその見通し  
最近における花きの需要は、生活の向上に伴い、増加しているが、今後とも増加するものと見られる。

昭和53年における1人当たり年間需要量は、35.1本で、これによる総需要量は、20,834千本である。

昭和65年においては、1人当たり年間需要量は46.4本に増加するものと見込まれ、これによる総需要量は、29,974千本(昭和53年対比144パーセント)に達するものと予想される。

イ 供給の現状とその見通し

本県における花きのうち、切花類(枝物を含む。)は、鳥取市及び米子市近郊のほか、気高郡等で栽培されているが、これらの生産は、今後の需要の伸びに伴う産地の拡大によりかなり増加するものと思われる。

昭和53年における栽培面積は、57ヘクタール、生産量は、11,400千本で、このうち10,300千本(90パーセント)が県内市場に、

残り1,100千本(10パーセント)が県外市場と市場外流通に仕向けられたと見られる。

昭和65年においては、栽培面積は90ヘクタール、生産量は23,400千本、(昭和53年対比205パーセント)が見込まれ、17,955千本が県内市場に、残りの5,445千本(23パーセント)が県外市場と市場外流通等に仕向けられるものと予想される。

ウ 卸売市場流通等の現状との見通し

卸売市場は、鳥取、倉吉及び米子市に5市場あり、5卸売業者により卸売が行われているが、このうち花き専門の卸売業者は、鳥取市の1卸売業者で、その他は、青果物卸売業者により扱われている。

今後は、需要の増加と県内生産の増加、市場施設の整備等により市場流通量は、増加するものと予想される。

昭和53年における市場流通量は、19,460千本で需要量の93パーセントを占め、昭和65年には27,995千本(昭和53年対比144パーセント)が見込まれ、需要量の93パーセントになるものと予想される。

(3) 水産物

ア 需要の現状とその見通し

水産物(魚貝類)は動物性たん白源として重要であるが、その需要は、生活水準の向上に伴い、多様化及び高級化の傾向にある。今後の需要の伸びは、鈍化し、ゆるやかな伸びになるものと予想される。

昭和53年における1人当たり年間需要量は、65.8キログラムで

これによる総需要量は、39,054トンである。

昭和65年においては、1人当たり需要量は、68.2キログラムと見込まれ、これによる総需要量は、44,058トン(昭和53年対比113パーセント)に達するものと予想される。

イ 供給の現状とその見通し

水産物の生産量は、沖合漁業によるものが全体の93パーセントを占め、沿岸漁業の占める割合は低い。

今後、200海里時代の到来、日本海漁場の比重の増大、栽培漁業の推進、新漁場の開拓、漁船整備の近代化、増産、鳥取、網代等の漁港機能の整備の進展等により水産物の生産は、増大するものと予想される。

昭和58年における生産量は、170,333トンであり、このうち県内市場に12,195トン(7パーセント)、その他県外、加工向等に158,138トンが仕向けられたものと見られる。

昭和65年における生産量は、226,800トンが見込まれ、このうち、県内市場には、54,800トン(24パーセント)程度仕向けられるものと予想される。

ウ 卸売市場流通等の現状とその見通し

本県には、卸売市場が20市場(23卸売業者)があるが、そのうち消費地市場は4市場(5卸売業者)あり、消費地市場のうち1市場が公設地方卸売市場で、その他は、民営の市場である。一方、産地市場は、公設の県営境港水産物地方卸売市場と漁業協同組合が開設する4地方卸売市場と11小規模市場がある。産地市場は、沖合漁業が主体であるが、近年、水揚量の増加が

目立っている。なかでも県営境港水産物地方卸売市場は、西日本有数の漁業基地に位置することから本県漁船のみならず、他県漁船からの水揚も増加するとともに、最近の水産物需要及び流通形態の変化に伴い、産地市場と消費地市場の両方の性格を持つ市場となるものと思われる。

昭和58年における消費地市場流通量は、25,611トン(うち県内産12,195トン)で需要量の66パーセントとなっている。

昭和65年においては、消費地市場流通量(県営境港水産物地方卸売市場の消費地部門を含む。)は、水揚量の増加、市場機能の向上、流通形態の変化等から64,269トン(昭和53年対比251パーセント)が見込まれ、県内需要量の146パーセントに達するものと予想される。一方、産地市場(産地消費地市場を含ま。)の昭和58年の流通量は、190,000トン程度であるが、今後、年により変動はあるもののその伸びが期待される。

3 品目別流通圏の設定

(1) 流通圏概況

流通圏は、人口、交通事情、経済圏、市場の配置状況等からみて、青果物(野菜、果実)、花き及び水産物とも消費地市場については、鳥取、倉吉及び米子の3市を中心とした東部中部及び西部の3流通圏とする。

ア 東部流通圏(1市12町村) 人口昭和58年 236,114人昭和65年 253,000人(推計)

鳥取市を中心とする地域で、近年、国道9号、29号、53号、178号及び373号並びに中国縦貫自動車道の整備も進み、京阪神、山陽、

兵庫北部等との交通の便もよい。市場は、昭和48年4月に開設された鳥取市公設地方卸売市場があり、青果物2卸業者、水産物2卸業者及び花き1卸売業者によりそれぞれ卸売が行われている。取扱量の増大によつては、施設整備を行うものとする。

イ 中部流通圏（1市8町1村）人口昭和53年120,303人昭和65年128,000人（推計）

倉吉市を中心とする地域で、県内では農業生産の盛んな地域であり、農産物供給基地としての基盤も確立している。道路網も国道9号、179号及び313号並びに中国縦貫自動車道の整備により、岡山県北部及び京阪神との交通の便はよい。市場は、青果物4市場及び水産物2市場があるが、概して取扱い規模は小さく、市場施設も十分とはいえない。

従つて、市場の大型化及び効率化を図るため、市場及び卸売業者の統合整備を必要とする地域と見られる。

ウ 西部流通圏（2市11町1村）人口昭和53年287,117人昭和65年265,000人（推計）

米子市を中心とする商工業都市として発展している地域であるが、弓浜地域は、野菜の主産地であり、また、大山山麓地域は積極的な農業開発が実施されるなど、農産物の供給基地として期待できる地域である。交通事情は、国道9号、180号、181号及び183号並びに中国縦貫自動車道の整備により京阪神、岡山、広島等との交通の便もよい。

市場は、青果物の4市場と水産物の消費地が1市場あるが、いずれも近年施設整備を終っており、今後は有機的連けい運営によ

る市場機能の向上が期待される。

米子市の地方卸売市場東亜青果株式会社の花き部は、取扱量の増大に伴い市場施設の整備が必要となるものとみられるが、その他についても取扱量の増大によつては施設を整備するものとする。

また、県宮境港水産物地方卸売市場は、西日本屈指の水産物供給地に位置しているため、その流通範囲は、県内のみならず日本各都市にも及んでいる。最近の水揚量増と消費及び流通形態の変化に伴い産地市場と、消費地市場の性格を持つようになっているので、産地、消費地市場として整備する。

#### エ 水産物産地市場と流通圏

水産物の産地市場については、立地条件、利用範囲、集分荷機能等の面から中型産地（賀露、網代、田後等）及び小型産地（沿岸小生産地）に大別される。

なお、産地市場別の流通圏は、明確な区分が出来ないので県下を1流通圏とする。

(2) 品目別流通圏の設定

野菜

流通圏 (No.)	区 域	流通圏人口		市場供給人口		市場取扱量		他流通圏 重複区 域	備 考
		昭和58 年度	目標年度	昭和58 年度	目標年度	昭和58 年度	目標年度		
(1) 東 部	鳥取市、国府町、岩美町、福部村 気高町、鹿野町、青谷町、郡家町 船岡町、河原町、八束町、若桜町 用瀬町、佐治村、智頭町	人 286,114	人 253,000	人 151,113	人 197,846	トン 18,405	トン 24,060	泊村、東郷町、羽合町 岡山県(津山市、英田郡、 勝田郡の一部) 兵庫郡(美方郡、城崎郡 の一部)	
(2) 中 部	倉吉市、泊 村、東郷町、羽合町 三朝町、隈金町、北条町、大栄町 東伯町、赤碕町	120,303	128,000	48,362	100,096	5,897	12,173	岡山県(真庭郡の一部)	
(3) 西 部	米子市、境港市、中山町、名和町 大山町、淀江町、日吉津村、岸本町 会見町、西伯町、薄口町、江府町 日野町、日南町	237,117	265,000	233,797	207,230	28,477	25,201	赤碕町、東伯町、大栄町 島根県(安来市、松江市 能義郡、仁多郡、隠岐郡 岡山県(新見市、真庭郡 の一部)	
計		593,534	646,000	433,272	505,172	52,779	61,434		



## 果 実

流通圏 (No)	区 域	流 通 圏 人 口		市 場 供 給 人 口		市 場 取 扱 量		他 流 通 圏 複 区 域	備 考
		昭和53 年度	目標年度	昭和53 年度	目標年度	昭和53 年度	目標年度		
(1) 東 部	鳥取市、国府町、岩美町、福部村、気高町、鹿野町、青谷町、郡家町、船岡町、河原町、八束町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町	236,114	253,000	207,072	225,170	18,202	20,828	泊 村、東郷町、羽合町、岡山県(津山市、英田郡、勝田郡の一部)、兵庫県(美方郡、城崎郡の一部)	
(2) 中 部	倉吉市、泊 村、東郷町、羽合町、三朝町、隠金町、北条町、大栄町、東伯町、赤碓町	120,303	128,000	25,264	113,920	2,216	10,538	岡山郡(真庭郡の一部)	
(3) 西 部	米子市、境港市、中山町、名和町、大山町、淀江町、日吉津村、岸本町、会見町、西伯町、溝口町、江府町、日野町、日南町	237,117	265,000	298,056	235,850	26,193	21,817	赤碓町、東伯町、大栄町、島根県(安来市、松江市、能義郡、仁多郡、隠岐郡の一部)、岡山県(新見市、真庭郡の一部)	
計		593,534	646,000	530,392	574,940	46,611	53,183		

## 花き

流通圏 (No)	区 域	流通圏人口		市場供給人口		市場取扱量		他流通 重複区 域	備 考
		昭和53 年度	目標年度	昭和53 年度	目標年度	昭和53 年度	目標年度		
(1) 東 部	鳥取市、国府町、岩美町、福部村 気高町、鹿野町、青谷町、郡家町 船岡町、河原町、八束町、若桜町 用瀬町、佐治村、蟹頭町	236,114 人	253,000 人	249,336 人	236,302 人	8,750 千本	10,964 千本	倉吉市、東郷町、大栄町 兵庫県(美方郡の一部)	
(2) 中 部	倉吉市、泊村、東郷町、羽合町 三朝町、関金町、北条町、大栄町 東伯町、赤碓町	120,303 人	138,000 人	6,015 人	119,552 人	210 千本	5,547 千本		
(3) 西 部	米子市、境港市、中山町、名和町 大山町、淀江町、日吉津村、岸本町 会見町、西伯町、溝口町、江府町 日野町、日南町	237,117 人	265,000 人	299,242 人	247,510 人	10,500 千本	11,484 千本	鳥根県(安来市他)	
計		593,534 人	646,000 人	554,593 人	603,364 人	19,460 千本	27,995 千本		

## 水産物

流通圏 (No)	区 域	流通圏人口		市場供給人口		市場取扱量		他流通 重複区 域	備 考
		昭和53 年度	目標年度	昭和53 年度	目標年度	昭和53 年度	目標年度		
(1) 東 部	鳥取市、国府町、岩美町、福部村、気高町、鹿野町、青谷町、郡家町、船岡町、河原町、八束町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町	236,114 人	253,000 人	83,584 人	180,136 人	5,497 トン	12,286 トン	岡山県(津山市、英田郡、真庭郡の一部) 兵庫県(美方郡、城崎郡の一部)	
(2) 中 部	倉吉市、泊 村、東郷町、羽合町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、赤碓町	120,303	128,000	174,921	91,136	11,510	6,215	青谷町、気高町 岡山県(真庭郡の一部)	
(3) 西 部	米子市、境港市、中山町、名和町、大山町、淀江町、日吉津村、岸本町、会見町、西伯町、溝口町、江府町、日野町、日南町	237,117	265,000	146,301	670,450	8,604	45,768	西日本の府県	
計		593,534	646,000	404,806	941,722	25,611	64,269		

4 卸売市場の配置計画

(1) 基本構想

ア 東部流通圏

鳥取市の鳥取市公設地方卸売市場を本圏の供給市場として存置し、今後、取扱量の増大、省力化環境整備等により市場整備を必要とするときは、整備計画の示すところにより整備するものとする。

イ 中部流通圏

倉吉市に公設(準公設)地方卸売市場を新設し、卸売業者の統合による大型化を図り、本圏域における供給市場として整備計画の示すところにより整備及び配置するものとする。ただし公設(準公設)地方卸売市場の開設が具体化できない場合は、民営市場として整備計画を樹立し、中部流通圏の供給市場として配置するものとする。

ウ 西部流通圏

米子市の青果物(花きを含む。)3市場、水産物1市場及び境港市の青果物1市場を本圏域における供給市場として存置し、今後、取扱量の増大、省力化、環境整備等により市場整備を必要とするときは、整備計画の示すところにより整備するものとする。

エ 水産物産地消費地市場

県宮境港水産物地方卸売市場を西日本における流通から加工全般にわたる総合拠点基地にするため、産地市場部門と消費地市場部門の機能を持つ総合市場として整備する。

オ 水産物産地市場

(ア) 中型産地(東部新基地)網代、田後及び賀露地区の沖合漁業を主対象とした集出荷体制の一元化及び産地加工体制の整備を目的に、東部地区における流通加工の拠点基地を整備する。

(イ) 小型産地(沿岸集出荷基地)漁業協同組合が開設する市場が11所あるが、中高級魚を主体とした集出荷体制の確立を目的に重点整備を図る。

(2) 卸売市場配置計画

流通圏 №	配置 位置	当該流通圏既存市場			市場の整備計画	区分針			卸売市場整備地区指定の有無	備考																		
		市町村 町名	市場名	市場		区分	取扱品目	整備予定 年度																				
(1) 東部	鳥取市	鳥取市	鳥取市公設地方卸売市場	鳥取市公設地方卸売市場を当該流通圏の供給市場として存置し、施設を整備する。	公	青果物 水産物 花き	63～65	有 鳥取市安長																				
											岩美町	岩美町	②東漁業協同組合(産) ③浦富漁業協同組合(産) ④田後漁業協同組合地方卸売市場(産) ⑤網代港漁業協同組合地方卸売市場(産)	東部沖合漁業の流通拠点を網代に整備する。 ④⑦を中高級魚の集出荷基地として存置する。 ②③⑤は存置し集出荷体制を強化する。	民	水産物	56～60		②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩は地方卸売市場の規模未満									
																				福部村	福部村	⑥福部村漁業協同組合(産)		民	水産物	56～60		
気高町	気高町	⑧酒津漁業協同組合(産) ⑨浜村漁業協同組合(産)	存置、施設を整備する。 存置する。	民	水産物	56～60																						
(2) 中部	倉吉市	倉吉市	倉吉市	⑩倉吉中央青果協同組合	公	青果物	56～60			⑪⑫⑬は地方卸																		
											青谷町	青谷町	⑩青谷町漁業協同組合(産) ⑪夏泊漁業協同組合(産)	存置、施設を整備する。 存置する。	民	水産物	56～60											

(2) 中 部		⑭ 地方卸売市場吉青果市場株式会社 ⑮ 協和青果株式会社 ⑯ 上井青果市場株式会社 ⑰ 地方卸売市場吉魚市場株式会社 ⑱ 地方卸売市場上井水産株式会社	準公設) 地方卸売市場を新設し当該流通圏の供給市場とする。(新設までは各市場を存置する。)	(準公設)	水産物 花			売市場の規模未滿
	泊村	泊村	⑲ 泊村漁業協同組合(産)	存置する。	民	水産物		
(3) 西 部	赤崎町	赤崎町	⑳ 赤崎町漁業協同組合地方卸売市場(産)	存置し、施設を整備する。	民	水産物	56~60	⑳㉑は地方卸売市場の規模未滿
	米子市	米子市	㉒ 地方卸売市場東亜青果株式会社	青果物部は、当該流通圏の供給市場として存置する。花き部は、市場施設が狭あいのため改築整備する。	民	青果物 花	62	
			㉓ 地方卸売市場有限会社米子青果卸売市場	当該流通圏の供給市場として存置する。青果物部は、増築整備する。	民	青果物 花	57	
			㉔ 地方卸売市場笠井青果	当該流通圏の供給市場として存置する。	民	青果物 花		
			㉕ 地方卸売市場株式会社米子魚市場	”	民	水産物 青果物		
	境港市	境港市	㉖ 地方卸売市場東亜青果株式会社境港青果市場	市場施設が狭あいのため改築整備する。	民	青果物	56	

中山町	中山町	中山漁業協同組合(産)	存置する。	民	水産物		
名和町	名和町	御来屋漁業協同組合(産)	存置する。	民	水産物		
淀江町	淀江町	淀江漁業協同組合(産)	存置し、施設を整備する。	民	水産物	56~60	
境港市	境港市	鳥取県境港市水産物地方卸売市場(産、消)	西日本の総合拠点基地にするため産地、消費地市場として整備する。	公	水産物	56~60	

(注) 地方卸売市場とは、卸売場面積が、青果物 330㎡、水産物の消費場市場 200㎡、産地市場 330㎡又は花き 200㎡以上の規模を有するものをいう。

(産) = 産地市場 (産、消) = 産地消費地市場

第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類の種類、規模、配置及び構造に関する指標

1 立地に関する事項

取扱量の増大、輸送手段の発達等に対応し、交通の円滑化が図られ、かつ、小売商等の仕入れの便宜性、用地確保の難易性等からみて経済的合理性が満たされるよう配慮し、次の事項に留意するものとする。

(1) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。特に流通業務施設の整備に関する関連性を配慮すること。

(2) 道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、交通事情が良好な場所であること。

(3) 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保され得る地

形であること。

(4) 生鮮食料品等の衛生上及び市場業務の安全上適切な環境にある地域であること。

2 施設の種類の関する事項

施設の種類の種類は、市場の機能、取扱物品の種類等により異なるが、一般的に次の施設を市場の実情に応じて整備するものとする。

施設	例	示
売場施設	卸売場、仲卸売場、買荷保管、積込所、低温販売設備	
駐車施設	駐車場	
管理施設	管理事務所、業者事務所	
貯蔵保管施設	倉庫、冷蔵庫	

輸送、搬送施設	鉄道引込設備、(コンテナ置場等を含む。)、配 送設備、フォークリフト、ターレット、エレベーター、コンベアー
加工処理施設	バナナ熟成加工室、包装設備
衛生施設	じんあい処理施設、汚水処理設備、食品検査室
情報事務処理施設	入荷量表示設備、セリ値表示装置、共同計算センター、コンピュータ、見学研修設備
福利厚生施設	医療設備、休養室、浴場、更衣室、従業員宿舍
関連事業施設	関連商品売場
以上の施設に付帯する施設	受電設備、給電設備、給油所、空調設備、計量設備

なお、水産物産地市場については、以上の施設のほかに海水浄化施設、選別機械設備、計量施設等の整備につき考慮すること。

3 施設の規模に関する事項

施設の規模については、別記「卸売市場施設規模の算定基準」に基づき適正な施設規模を確保するものとする。

4 施設の配置に関する事項

施設の配置については、取扱量の見通しと輸送体系の変化に応じ搬入、搬出及び仕入が効率的に行われるよう配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 取扱量の増大、自動車利用の増加等に対処し得るようあらかじめ各種施設増設余地を確保すること。
- (2) 低温流通の進展、輸送体系、商品形態、取引方法の変化等に対処

して能率的な物的流通が確保されること。

- (3) 搬入から搬出までの場内物流システムの開発導入を行い、コンベアーシステム、コンテナ、パレット、フォークリフト等省力化機器の体系的利用が確保されること。
- (4) 卸売市場の環境整備と周辺地域との調和を図る観点から可能な限り緑地帯を設置すること。

5 施設の構造に関する事項

施設の構造については、取引方法の変化、低温流通の進展、物的流通技術の進歩等への対応、過剰投資の抑制等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 原則として鉄骨構造、鉄骨コンクリート構造等恒久的な使用が可能なものとする。
- (2) 限ぎられた用地の効率的、経済的利用を図る観点から、実情に応じて立体化された構造とすること。
- (3) 耐震、耐火、採光、通風、空調等に十分配慮するとともに、特に卸売場については、能率的な物的流通が確保されるものとする。

第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

1 取引の合理化に関する事項

公正かつ安定的な取引の推進、流通経費の軽減、適正な競争秩序の保持等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 需要と供給の見通しに即して計画的な集荷販売を促進し、公正かつ安定的な価格形成に努めること。
- (2) 小売形態の変化等に対応して予約相対取引等長期的な需給事情に基づき安定的な取引の拡大を推進すること。



(3) 規格の統一、包装の標準化、取引荷口の大型化等に対応して、場外指定保管場等を活用した見本取引、銘柄取引等、取引の省力化を推進するとともに、せり方式の改善等せり取引の合理化に努めると。

(4) 確実な代金決済を確保するため、決済ルールの確立とその遵守、計算処理機能の充実等に努めること。

(5) 産地及び消費地を通ずる広域的な需給情報網を整備するとともに、当該卸売市場の入荷数量、価格等に関する情報伝達機能の拡充に努めること。

(6) 帳票作成のシステム化、せりに伴う事務処理の機械化及び共同情報処理センターの整備を推進すること。

2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項  
 流通の効率化、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

(1) コンベアー、パレット、フォークリフト等の体系的利用と市場施設の効率的利用を図り、物的流通の円滑化と場内荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

(2) 予約相対取引及び見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化等に対応し、荷さばき保管等の効率化と配送施設の整備に努めるとともに場外保管施設の適切な活用を推進すること。

第5 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

1 卸売業者の経営の近代化の目標

(1) 卸売業務の適正かつ健全な運営を確保するため、卸売業者の経営規模の拡大を図るものとし、その経営規模の拡大に当たっては、資

本の充実、従業員の資質の向上、省力化技術の導入等による労働生産性の向上に努めるものとする。この場合、従業員1人当たり取扱高が目標年度において少なくとも次に示す水準を超えるよう努めるものとする。

区 分	青果物卸売業者	水産物卸売業者	花き卸売業者
地方卸売市場 (水産物産地市場を除く)	万円 7,000	万円 14,000	万円 6,000

(注) この表に示す水準は、昭和58年の価格水準で示したものである。

(2) 近代的な経営管理体制の確立を図るため、営業部門、事務部門、管理部門等機能別組織編成を推進し、各組織間の協調と相互けん制を図るものとする。

(3) 経営の安定化及び効率化を確保するため、新規労働力の確保とその適切な配置、熟練労働力の定着、経営者能力の開発等を推進し、職能に即した計画的かつ統制のとれた人的組織の確立に努めるものとする。

(4) 業務の適正かつ合理的な運営を確保するため、事務処理の迅速化、在庫管理の適正化等に努めるとともに、組織、計数等を通ずる管理システムの確立を図るものとする。

2 その他重要事項

(1) 市場労働の特殊性にかんがみ、市場業務に従事する者に対する福利厚生施設の充実を図るとともに、労働条件の改善に努めるものとする。

(2) 衛生の保持、都市公害の防止等を図るため、有害物品に関する検査体制の確立、じんあい処理施設及び汚水処理施設の整備、清掃設備の近代化等に努めるものとする。

(3) 食品関連問題屋田地、集配施設の設置等との関連に留意しつつ、小売商等の仕入れ経費の軽減、施設利用の高度化等を図る観点から、卸売市場の効率的な整備を推進するものとする。

(4) 卸売業者等商業機能の市場への収容に当たっては、効率的な流通の確保の観点から、可能な限り大型化を図るとともに、公正な競争を確保するように配慮し、市場の適正かつ健全な運営を図るものとする。

(5) 水産物産地市場の整備に当たっては、漁業協同組合の再編成等との関連で推進する。

(6) 大型の市場については、市場機能の円滑化のため、必要に応じて卸業者を設置するものとする。

(別記) 卸売市場施設規模算定基準

1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、目標年度における市場流通の規模及び市場の開場日数を考慮して1日当たりの流通の規模を推定し、次の算式により行うものとする。

$$S_i = \frac{qt \cdot fi}{\mu_i} + R_i$$

$S_i$ ：目標年度における売場施設の必要規模

$qt$ ：目標年度における1日当たりの流通の規模

$fi$ ：売場施設経由率

$\mu_i$ ：目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱量

$R_i$ ：売場施設通路面積

2 その他の施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行うものとする。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たりの流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して次の算式により行うものとする。

$$S_t = 25m^2 \cdot \left( \frac{qt}{\mu_0} + M \right)$$

$S_t$ ：目標年度における駐車場の必要規模

$qt$ ：目標年度における1日当たりの流通の規模

$\mu_0$ ：1台当たり積載数量

$M$ ：その他業務用及び通勤用自動車台数

4 市場用地の必要規模

目標年度における卸売市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び市場内交通を確保するために必要な通路面積を加算して得られる規模と市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで次の算式により行うものとする。

$$S = (1+a) \cdot (2Si+St+R)$$

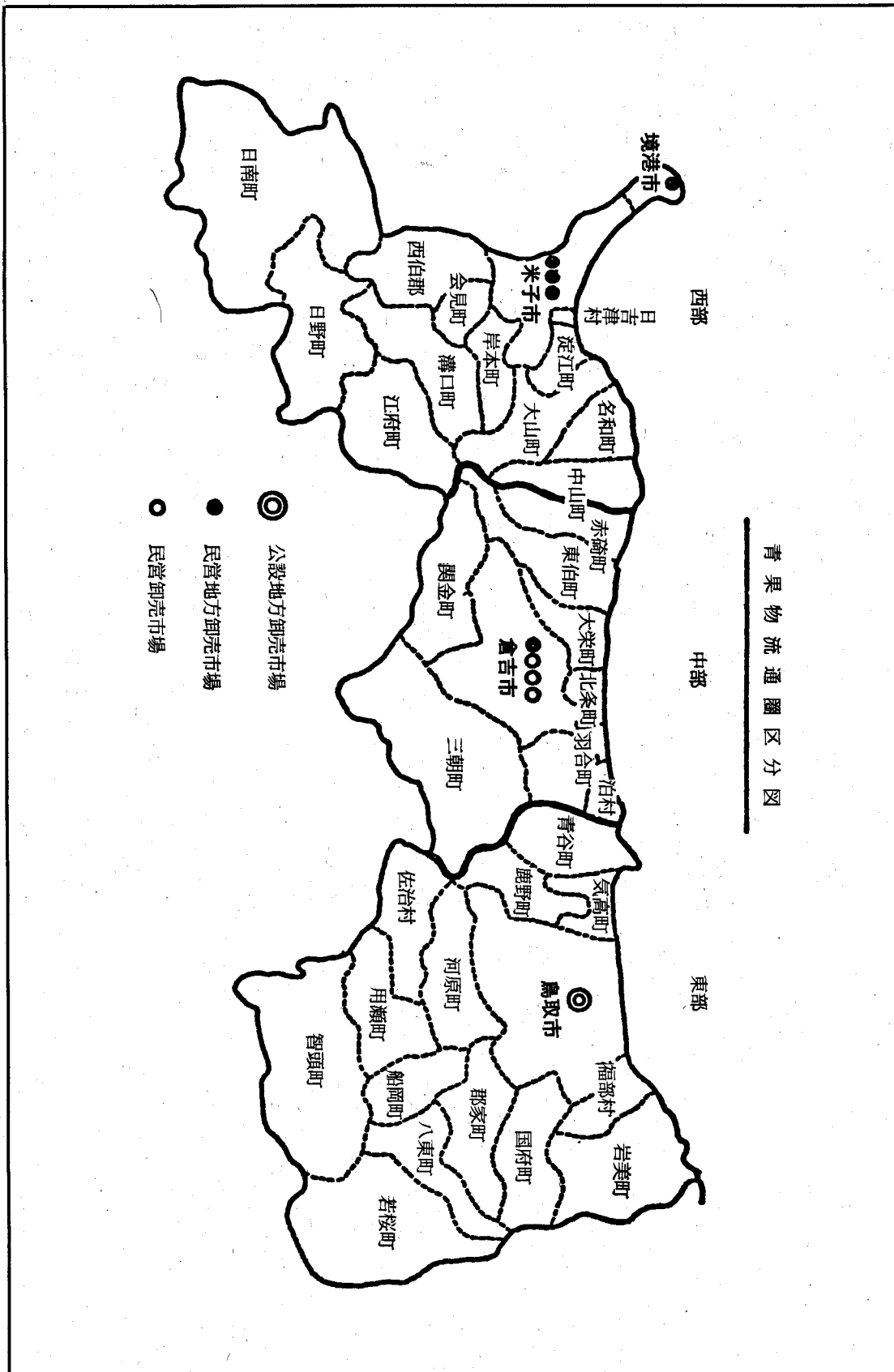
S : 日標年度における市場用地の必要規模

a : 増設余力指数

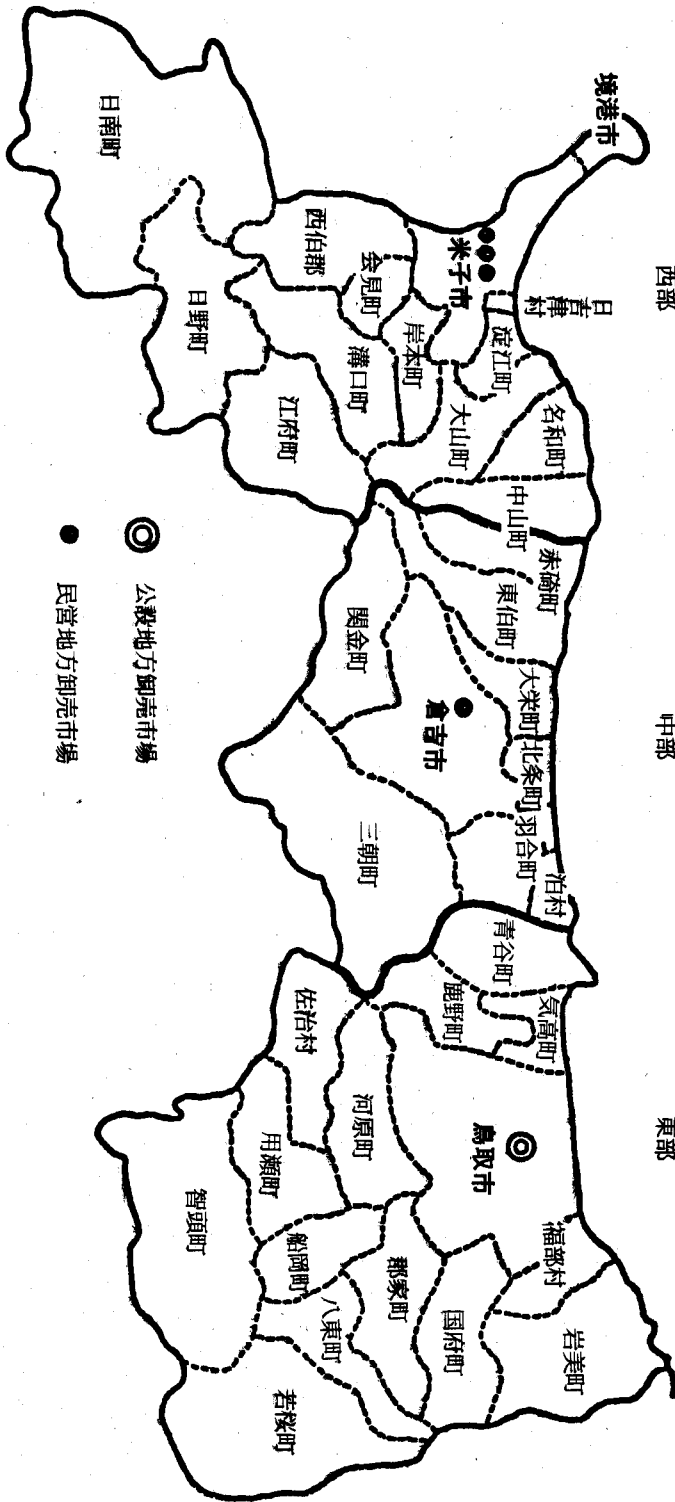
Si : 各施設の必要規模

St : 駐車場が必要規模

R : 建物外部の通路の必要規模

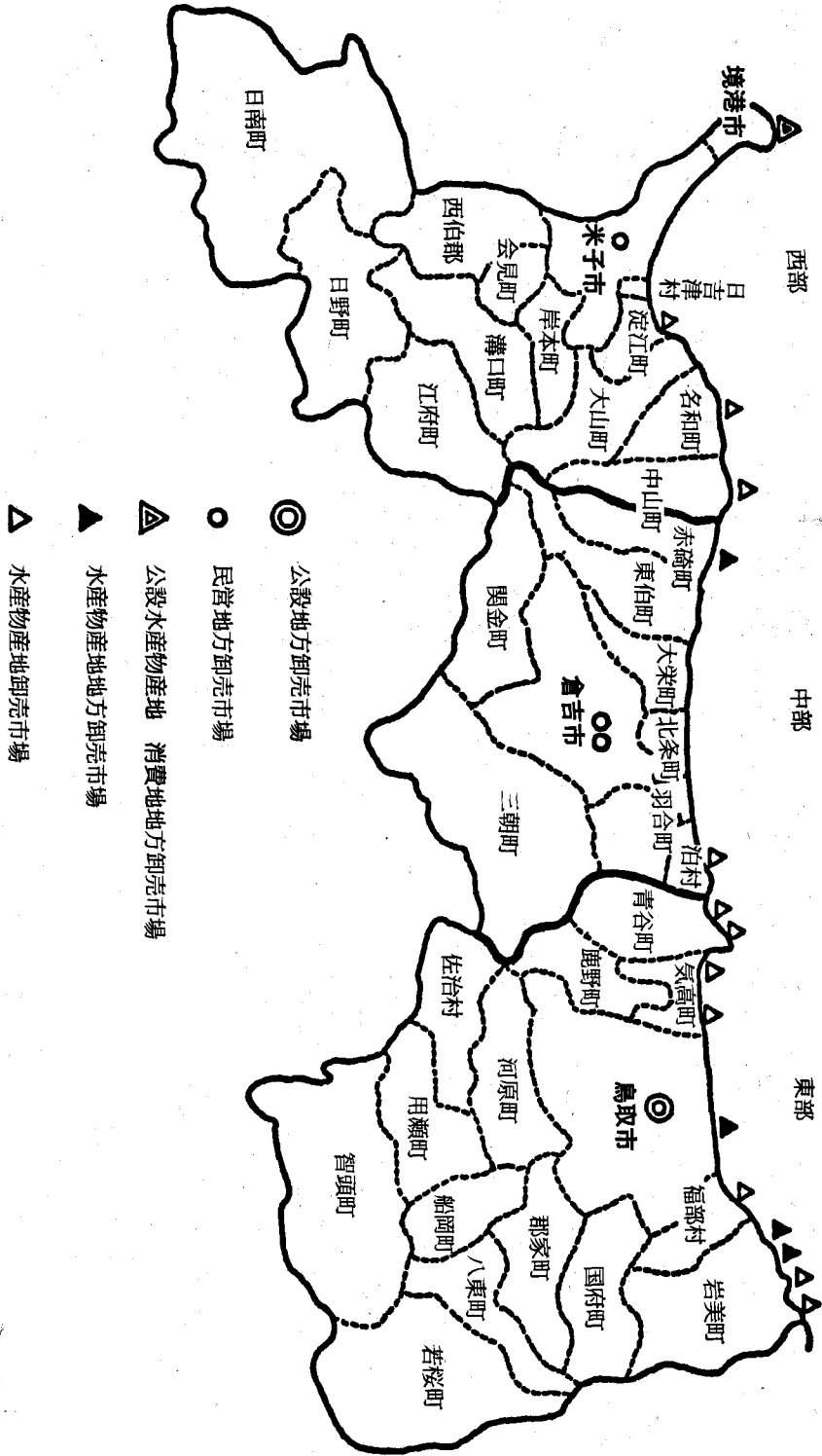


青果物流通圏区分図



花き流通圏区分図

水産物流通圏区分図



需要量及び市場取扱量の現状とその見通し

品目	流通圏	基準年度(昭和59年度)					目標年度(昭和65年度)					
		1人当り 需要量 キログラム	人口 人	需要量 トン	市場 供給人口 人	市場 取扱量 トン	1人当り 需要量 キログラム	人口 人	需要量 トン	市場 供給人口 人	市場 取扱量 トン	供給率 パーセント
野菜	野	東部	121.8	236,114	28,759	151,113	18,405	253,000	30,765	197,846	24,060	78.2
		中部	121.8	120,303	14,652	48,362	5,897	128,000	15,565	100,096	12,173	78.2
		西部	121.8	237,117	28,881	233,797	28,477	265,000	32,224	207,230	25,201	78.2
		計		593,534	72,292	433,272	52,779	646,000	78,554	505,172	61,434	78.2
				87.9	236,114	20,754	207,072	18,202	253,000	23,403	225,170	20,828
果実	果	東部	87.9	236,114	20,754	207,072	18,202	253,000	23,403	225,170	20,828	89.0
		中部	87.9	120,303	10,575	25,264	2,216	128,000	11,840	113,920	10,538	89.0
		西部	87.9	237,117	20,843	298,056	26,193	265,000	24,513	235,850	21,817	89.0
		計		593,534	52,172	530,392	46,611	646,000	59,756	574,940	53,183	89.0
				65.8	236,114	15,536	83,584	5,497	253,000	17,255	180,136	12,286
水産物	水産物	東部	65.8	236,114	15,536	83,584	5,497	253,000	17,255	180,136	12,286	71.2
		中部	65.8	120,303	7,916	174,921	11,510	128,000	8,730	91,136	6,215	71.2
		西部	65.8	237,117	15,602	146,301	8,604	265,000	18,073	670,450	45,768	253.3
		計		593,534	39,054	404,806	25,611	646,000	44,058	941,722	64,269	145.9
				35.1	236,114	8,288	249,336	8,750	253,000	11,739	236,302	10,964
花き	花き	東部	35.1	236,114	8,288	249,336	8,750	253,000	11,739	236,302	10,964	93.4
		中部	35.1	120,303	4,223	6,015	210	128,000	5,939	119,552	5,547	93.4
		西部	35.1	237,117	8,323	299,242	10,500	265,000	12,296	247,510	11,484	93.4
		計		593,534	20,834	554,593	19,460	646,000	29,974	603,364	27,995	93.4